

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成 29 年度岩国市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 9 号 平成 30 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 7 号 平成 29 年度錦帯橋管理特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 18 号 平成 30 年度岩国市観光施設運営事業特別会計予算

議案第 19 号 平成 30 年度錦帯橋管理特別会計予算

議案第 20 号 平成 30 年度岩国市市場事業特別会計予算

議案第 29 号 岩国市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例

議案第 46 号 岩国市企業誘致等促進条例の一部を改正する条例

議案第 49 号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 51 号 指定管理者の指定について

議案第 52 号 指定管理者の指定について

以上 9 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 7 号 平成 29 年度錦帯橋管理特別会計補正予算（第 3 号）の審査におきまして、（仮称）錦帯橋資料館整備事業に関し、委員中から、資料館建設事業費の多くが減額補正となっている理由について質疑があり、当局から、「平成 28 年度から繰り越して実施した基本設計について、設計の過程において説明会を実施し、成果を受領後、意見交換の場を設けたりして、地元の方々の御要望等をお伺いしたところである。また、資料館の中に、錦帯橋の 1 分の 1 模型を展示する予定としていたが、設計の成果を基に建築基準法における取り扱いについて、特定行政庁である県と協議した結果、当該模型は展示物としてではなく、いわゆる準用工作物に該当する可能性が高いという回答を得た。このことにより、同法に定める安全性の確保が必要となることや、木造物を館内に設置することによる防火基準を満たす必要があることなどから、施設整備に多額の経費と不測の時間を要することが見込まれることとなり、当該基本設計をもとに施設整備を続けることは事実上困難であると判断したものである。加えて、資料館としての機能を充実させたいという考えに基づき、施設整備予定地内を横断している市道岩国 22 号線の供用を一部廃止した上で、当該道路により分断されている予定地を一体的に活用する計画であったが、一部の地元関係者からは、当該路線の供用廃止について反対である旨の意向が示された。このことを受け、当該市道の機能回復を目的とした回転場や迂回路の設置を検討したものの、関係者の理解を得ることができなかったことから、減額補正を行うものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「当該資料館の建設は、地元からの強い要望も

あり事業着手されたものと認識しているが、事業実施に際して地元の理解を得ることや、整備に係る法的な問題を整理した上で、基本設計に着手すべきではなかったのか。また、当該資料館の建設は、地元のみならず、本市の観光行政にも大きく影響するものであるので、全市的な視点に立って対応していくべきと考える」との意見がありました。

本議案については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成30年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、商工費の商工総務費の地域ブランド推進関係費に関し、委員中から、「ブランドの推進に当たり、それぞれの製品の定義づけについては、あえて行わないとのことであるが、その状態でブランドを定着させることができるのか。また、ブランドは、生産者や事業者を初めとする関係者が共通認識のもとで構築するものであり、さらにその販路を拡大していくことが最終的な目標であるのなら、市が先頭に立って関係者に対してさまざまな働きかけをすべきではないのか」との質疑があり、当局から、「岩国ブランド推進基本方針において選定している9つの資源それぞれに適した手法を模索しながら、ブランドの構築を進めてまいりたい。また、生産量や商品量が少ない製品については、流通過程で問題が生じることがあることから、流通分野に精通した人材を確保した上で、生産者と販売者の結びつけを行いながら、ブランドの発信に努めてまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。